

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)	
規制の名称	開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大	
規制の区分	拡充	
担当部局	個人情報委員会事務局	電話番号: 03-6457-9680
評価実施時期	令和2年3月	
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i	
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行法では、開示(法第28条)、訂正等(法第29条)並びに利用停止等及び第三者提供の停止(法第30条)の請求の対象となる保有個人データについては、1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものが除外されており(法第2条第7項)、政令で定める期間については、施行令第4条の規定により6月とされている。</p> <p>これは、短期間で消去される個人データについては、取り扱われる時間が限られており、個人の権利利益を侵害する危険性が低く、また、本人の請求を受けて開示等が行われるまでに消去される可能性も高いことから、個人情報取扱事業者に請求に対応するコストを負担させることの不利益が、本人に開示等を請求する権利を認めることの利益を上回るものと考えられたためである。</p> <p>ただし、情報化社会の進展により、短期間で消去されることとなっている個人データであっても、その間に漏えい等が発生し、瞬時に拡散する危険性が現実のものとなっており、短期間で消去される個人データについても、個人の権利利益を侵害する危険性が低いとは言えなくなっている。このため、保有個人データについては、保存期間により限定しないこととすることで開示等の対象とすることが必要である。</p>	
直接的な費用の把握	費用の要素	
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない	
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	いずれも影響は限定的	
その他関連事項	個人情報保護委員会において有識者、関連団体ヒアリングを実施	
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごとの見直し規定を設ける予定	
備考		